

平成20年10月23日告示第78号
改正 平成26年5月20日告示第34号の3

洲本市地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、洲本市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃及び料金等に関する事項
- (2) 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、30人以内の委員で組織する。

2 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 一般旅客自動車運送事業者の代表及びその関係団体の代表
- (2) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表
- (3) 市民団体又は市民の代表
- (4) 国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部の職員
- (5) 兵庫県の職員
- (6) 兵庫県洲本警察署の職員
- (7) 洲本市の職員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、市長が委員のうちから指名し、副会長は委員の互選により定める。
- 3 会長は交通会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたとき、その職務を代理する。
- 5 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 6 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 7 交通会議は、原則として公開とする。
- 8 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、連絡、通報窓口は、企画情報部企画課とする。

(協議結果の取扱い)

第6条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第7条 交通会議の庶務は、企画情報部企画課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年5月20日告示第34号の3)

この告示は、公布の日から施行する。